#### 申請場所

福祉課(大仁庁舎)

市民サービス課(伊豆長岡庁舎・韮山庁舎)

#### 申請期間

6月12日(月)~6月30日(金)

#### 手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・児童・保護者の保険証
- (保護者の保険証は児童手当更新申請に必要)
- ・平成 18 年度児童手当用所得課税証明書
- (平成18年1月2日以降転入された人のみ必須) 児童手当現況届を提出する場合はその写しで可

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8008

乳 更新 の手続き 児 矢

児童 医療費の

など)の!

部を助成するものです。

福祉の向上を図るため、

子家庭・父子家庭・

父母のい

な

この

ひとり親家庭等(

受給者証は、 有効期限が切れます。 現在お持ちの乳幼児医療費 九月三十日( ±

更新の手続き

ご連絡ください

新手続きをしてくださ

ご不明な点がありま

たら

二日以降生まれ

いのい

るご

^

申請書を送り

ますので更

対象児

童(平成十二年四

# 母子家庭等医療費助成

申請場所

福祉課(大仁庁舎)

市民サービス課(伊豆長岡庁舎・韮山庁舎)

# 申請期間

6月5日(月)~6月23日(金)

# 手続きに必要なもの

医療機関

所在地

受診方法

話

電

- ・申請書
- ・印紙
- ・保険証の写し(家族全員分
- ・申請者名義の通帳の写し
- ・所得税非課税が確認できる平成 17 年分源 泉徴収票または確定申告書の写し
- 母子家庭等医療費受給者証(オレンジ色)

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8008

また、現なが必要です。 が必要です。 在お持ち りませ は h n れますので 六月三十1 の 母子家庭等医 更白 新手 新手続 続き有費

現在受給 て のひ

手続きをしてくざっていたいで、該当と思われる人税状況を確認させていた。 いただきいない。 詰 す 課

> 見・早期治療、食生活や運ことで生活習慣病の早期発 などの生活改善による病 基本健診の内容は、 ・血圧測定・内科診 この健診を受け につながります 上の 身体 る察

る

気の予防. 等です。

医療機関

せられている場合は対に平成十七年分の所得

7 象にな 説 税 が課

本人、

同居の扶養義務者など

問合せ 健康づくり課 電話 0558 76 8014

要です。

浮橋 1606 1

エムオーエー奥熱海クリニック

上記医療機関で健診を希望する

人は、6月~9月末までに基本

健診問診票を持って受診してく

ださい。事前に電話で予約が必

0558 79 1100 (要予約)

# 基本健診を受け られ

届」の用紙を郵送 確認するためのものです。 児童手当を引き続き受け この届は、 しなけ 出してくださ る要件があるかどうかを における状況を記載し、 児童手当現況届」を提出 [」の用紙を郵送しますの対象者に「児童手当現況 る現 在 必要書類と一 ĺξ ればなりません。 は、毎年六月中に児童手当を受けて 毎年六月一日

現況届提出に必要なもの

・印鑑

児童手当制

度

が

変わ

りま

た

平成十:

八年四月一日の制度改正により、

また支

手続きはお早めに

- ・受給者(保護者)の保険者証の写し
- · 平成 18 年度 児童手当用所得証明書

(平成18年1月2日以降に当市に転入した場合) 提出期限 6月30日(金)

提出先 各庁舎市民サービス課

(受付時間 月~金曜日 8:30~17:15

木曜日は19:00まで延長)



六月は現況届

の提出月です



現在、児童手当を受給している人でも、意外と知らない児童手当制度。 児童手当制度についての、いろんな疑問にお答えします!

Q 児童手当ってどんな制度?

出しました。まだ手続きをしていない人は童を持ち児童手当を受給している人に通知を受給していない人、小学校五~六年生の

めに手続きを.

てください

を受給してい

小学校五人

所得制限限度額も引き上げられました。 給対象児童が小学校六年生まで拡大し、

対象となる児童を養育しているが児童手当

A これからの未来を支える子どもたちが健やかに育つためには、家庭における 生活の安定が必要です。子育てにかかる費用の一部を支給することにより、子 どもたちが安定した質の高い生活を送れるようにするのがこの制度です。

O 児童手当をもらえるのは どんな人?

A 子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる、そのような人なら児童手当 がもらえます。**ただし、条件があります。** 

日本国内に住所があること。

児童手当がもらえるのは**子どもが小学校を修了するまで**です。

所得額の制限があります。

(くわしくは市民サービス課にお問合せください)

O 児童手当の金額は?

A 1人目、2人目の子ども...月額5,000円 3人目以降の子ども...月額10,000円

2、6、10月の15日に、それぞれの前月分までまとめて振り込まれます。

Q今まで所得制限でもらえ なかったけど、今後も児 童手当はもらえないの?

A そんなことはありません。 6月から来年5月までの手当は、平成17年中の 所得により受給できるかどうか決定します。所得や家族の状況が変われば 受給できる場合があるので、新たに認定請求を行なってください。

# ご確認ください!

6月15日(木)に児童手当の支払いをします。指定口座に2月~5月ま での4か月分を振り込みます。16日(金)以降、口座をお確かめください。

問合せ 市民サービス課(伊豆長岡庁舎) 電話 055 948 2901

11